

注意

入札制度が変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がある法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札の際に、次の書面の提出が必要になりました。

(入札書ごとに必要です。)

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書** (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完・提出後の訂正は不可)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

(よくある誤り)「陳述」欄「口自己の計算において・・・ありません」の口のチェックは、「他人から資金の提供を受けて、当該他人のために入札に参加する場合等」にチェックするものです。金融機関から融資を受けて自己のために不動産を取得する場合には、チェックは不要です。

住民票

(個人の場合)

資格証明書

(法人の場合)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完不可)。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し (宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

(入札方法に関する問合せ)

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 9月 3日

仙台地方裁判所第4民事部

裁判所書記官 平 塚 秀 喜

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年 9月22日 午前 9時00分から 令和 7年 9月30日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 7年10月 2日 午前10時00分 場 所 仙台地方裁判所開札場
売却決定 期日	日 時 令和 7年10月17日 午後 3時00分 場 所 仙台地方裁判所第4民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	別紙物件目録中, ☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 9月 3日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--------------------------------|
| 1 | 所 在 | 仙台市泉区明石南二丁目 |
| | 地 番 | 8番14 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 260.28平方メートル |
| 2 | 所 在 | 仙台市泉区明石南二丁目8番地14 |
| | 家屋 番号 | 8番14 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階89.01平方メートル
2階60.36平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7年 7月 1日

仙台地方裁判所第4民事部

裁判所書記官 平 塚 秀 喜

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。



- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--------------------------------|
| 1 | 所 在 | 仙台市泉区明石南二丁目 |
| | 地 番 | 8番14 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 260.28平方メートル |
| 2 | 所 在 | 仙台市泉区明石南二丁目8番地14 |
| | 家屋 番号 | 8番14 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階89.01平方メートル
2階60.36平方メートル |



令和7年(ケ)第 19 号
令和7年3月28日受理
令和7年5月13日提出

現況調査報告書

仙 台 地 方 裁 判 所

執行官 磯 田 弘 樹

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 仙台市泉区明石南二丁目 |
| | 地 番 | 8 番 1 4 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 6 0 . 2 8 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 仙台市泉区明石南二丁目 8 番地 1 4 |
| | 家屋 番号 | 8 番 1 4 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 8 9 . 0 1 平方メートル
2 階 6 0 . 3 6 平方メートル |

(2 枚目)

そ の 他 の 事 項

- 1 調査時、建物内には家財道具類がわずかに残されているだけで、ライフラインも停止状態であった。近隣居住者の陳述その他建物内の状況から、本建物は空き家状態であると認められた。
- 2 建物内外には、地震や経年劣化等による亀裂等が多数認められ、また、床の若干の傾きも認められた。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ 近隣居住者	Aさん宅は、昨年(令和6年)末頃に引っ越して誰も住んでいないと思います。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

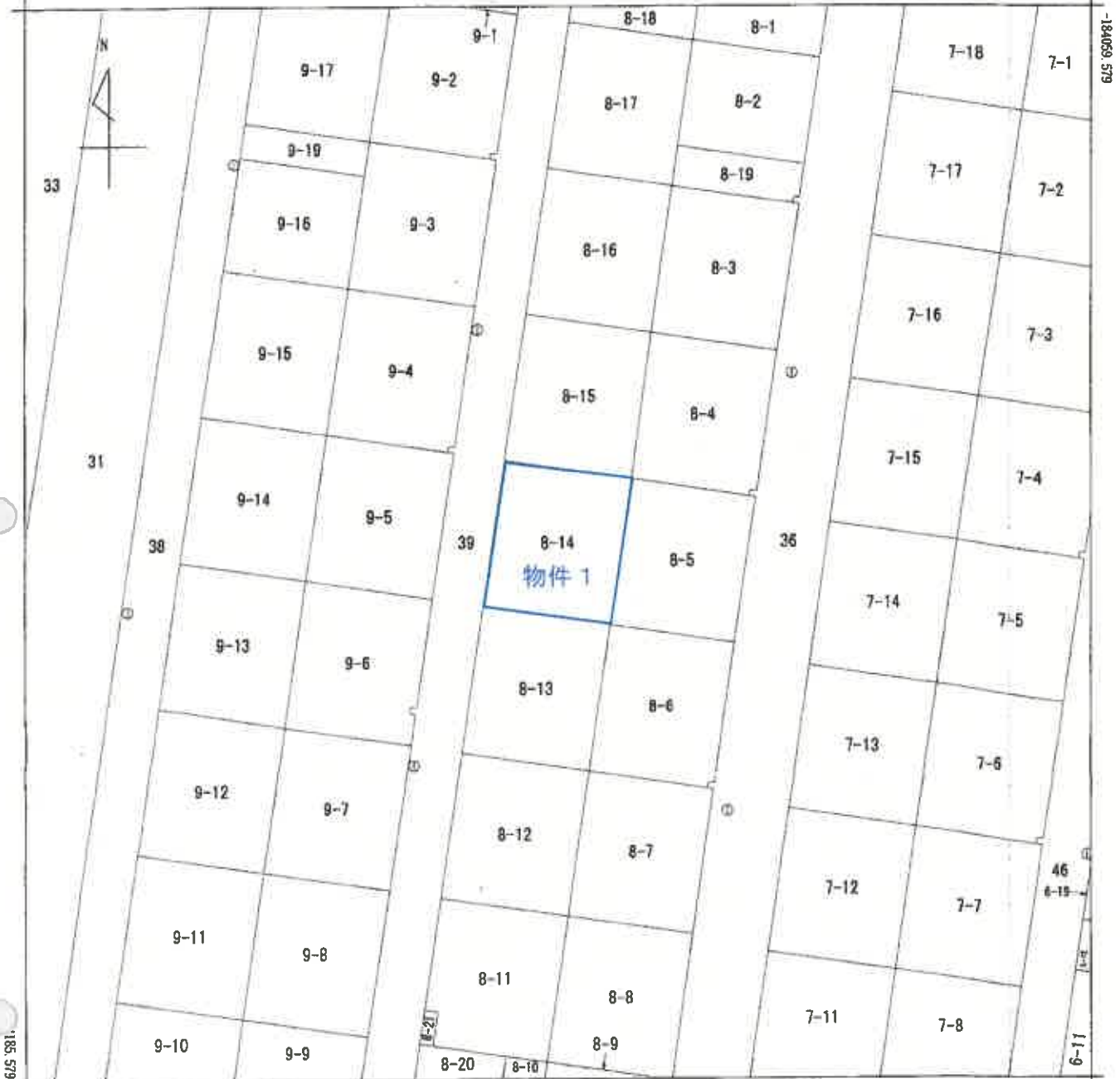
調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
R 7 年 3 月 31 日 (月) 11 : 20 — 11 : 40	仙台法務局名取出張所	接道関係について全部事項証明書受領 併せて公図受領
R 7 年 3 月 31 日 (月) 13 : 00 — 13 : 05	仙台市資産課税課	間取図申請
R 7 年 4 月 9 日 (水) 10 : 00 — 10 : 10	物件所在地	物件確認
R 7 年 4 月 9 日 (水) 10 : 50 — 11 : 00	仙台法務局	建物図面受領
R 7 年 4 月 10 日 (木) 10 : 50 — 10 : 55	仙台市資産課税課	間取図受領
R 7 年 4 月 18 日 (金)	執行官室(郵便)	期日通知
R 7 年 4 月 22 日 (火) 13 : 30 — 13 : 50	物件所在地	物件外観調査, 近隣居住者と面談, 占有関係調査 写真撮影, 評価人同行
R 7 年 4 月 23 日 (水)	執行官室(郵便)	期日変更通知
R 7 年 5 月 7 日 (水) 13 : 30 — 14 : 10	物件所在地	物件内部調査, 間取確認, 写真撮影, 評価人同行
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☒ 令和 7 年 5 月 7 日 目的物件は不在で施錠されていたので, 立会人 B を立ち会わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち 入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

公 図 写

(座標値種別：図上測定)

+4912.686



+4787.686

(座標値種別：図上測定)

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouuki2011.par)による修正がされています。

地
番
区
域
見
出

明石南2丁目

請 求 部 分	所 在	仙台市泉区明石南二丁目				地 番	8番14				A 4 判に縮小	
出 力 縮 尺	1/500	精 度 区 分	甲二	座 標 系 番 号 又 は 記 号	X	分 類	地図(法第14条第1項)				種 類	土地区画整理所在図
作 成 年 月 日	平成7年8月21日				備 付 年 月 日 (原図)	平成7年10月13日				補 記 項		

これは地図に記載されている内容を証明した書面である。

(仙台法務局管轄)

令和7年3月31日

仙台法務局名取出張所

登記官

請求番号：31-1

(1/1)

(6 枚目)

公用

登記年月日 平成9年10月29日

これは図面に記載されている内容を証明した面である
令和7年4月9日 仙台業務局

登記官

建物図面
各階平面図

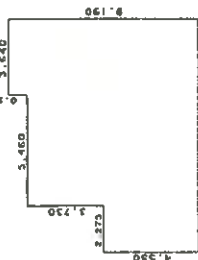
家屋番号 8番14

建物の所在 仙台市泉区明石南二丁目8番地14

各階平面図

500292

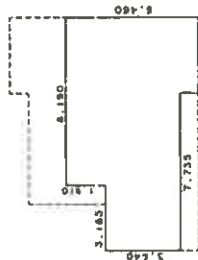
1 階



求積表

4.550 X 2.275	=	10.351250
8.280 X 5.460	=	45.208800
9.190 X 3.640	=	33.451600
合計		89.011650
床面積		89.01 m ²

2 階



求積表

3.640 X 3.185	=	11.593400
5.550 X 4.550	=	25.252500
6.460 X 3.640	=	23.514400
合計		60.360300
床面積		60.36 m ²

(不附複製)

作製者

縮尺 1/250

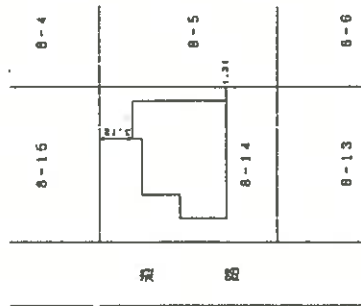
申請人

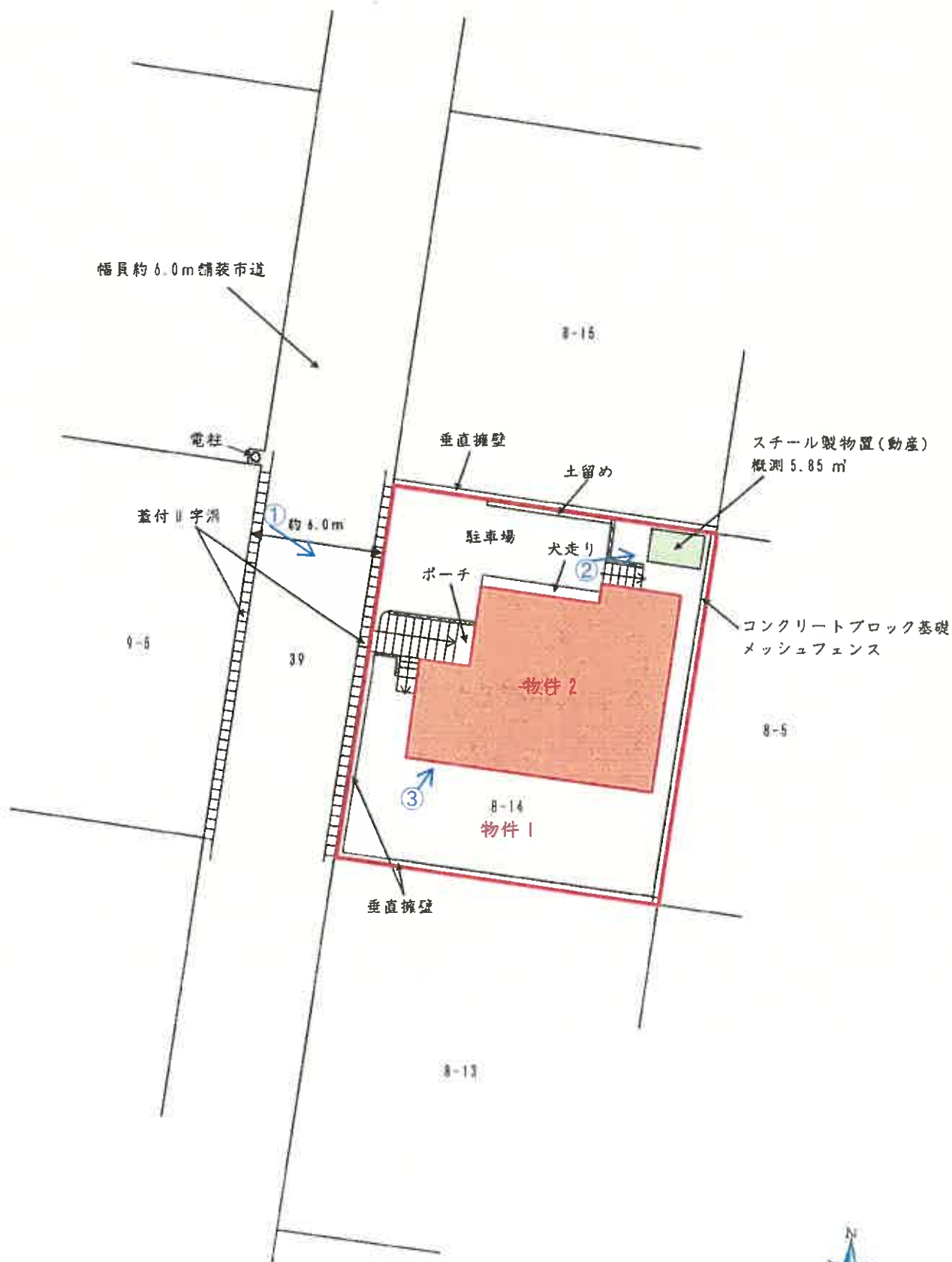
H19.10.29

縮尺 1/500

A4判に縮小

物件 2





←○印は写真撮影位置であり、○印の中の数字は写真番号である。

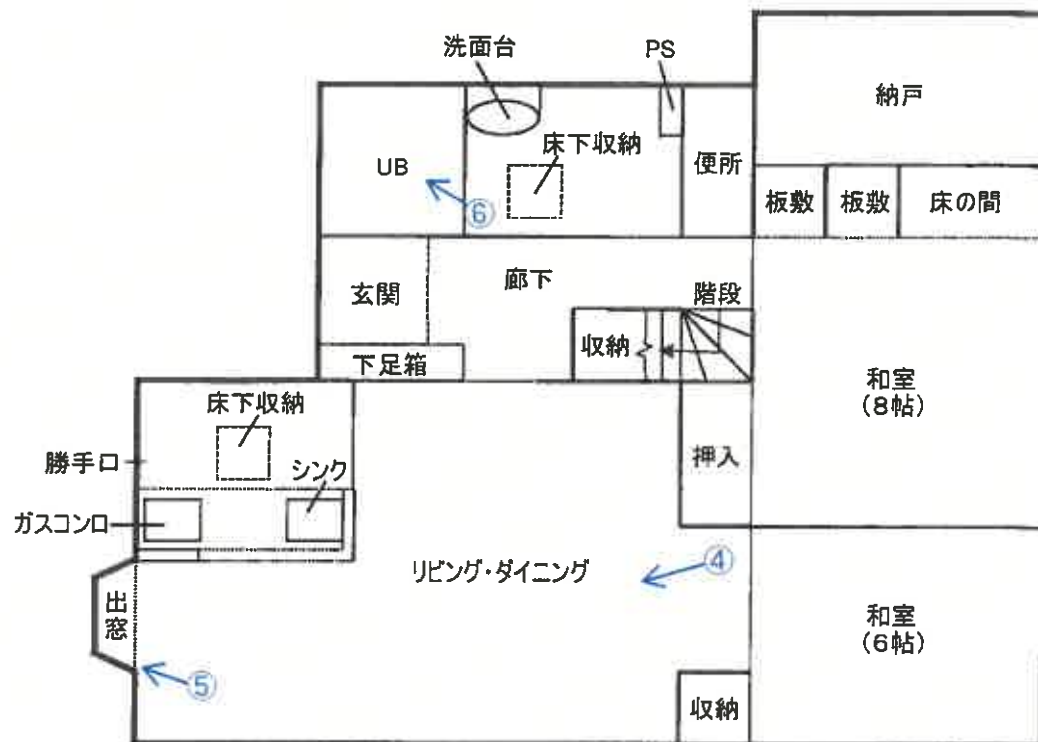


土地建物位置関係図

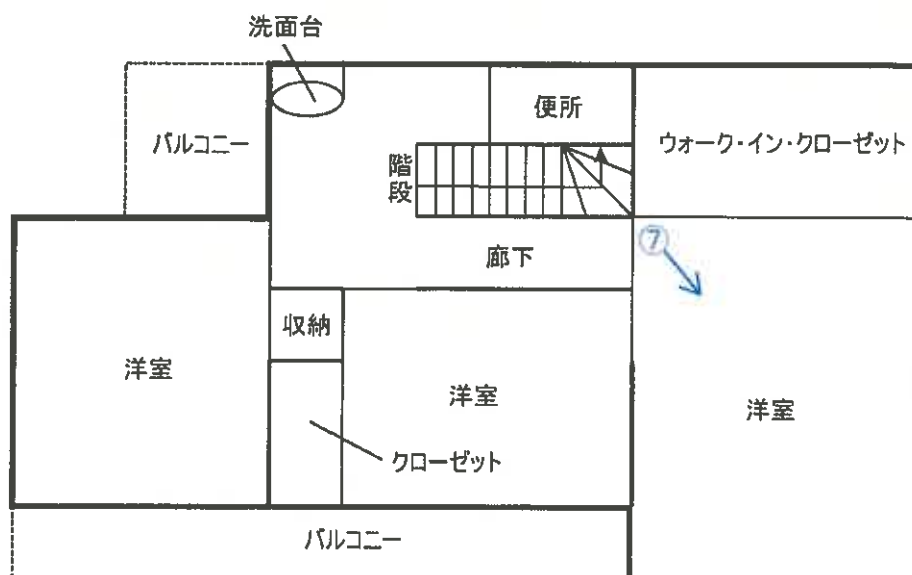
縮尺=1:250

物件2

1F



2F



←○印は写真撮影位置であり、○印の中の数字は写真番号である。



建物間取図

写 真 1

物件 2

軽自動車



物件 1

市道

写 真 2

スチール製物置(動産)



写 真 3

外壁面の亀裂

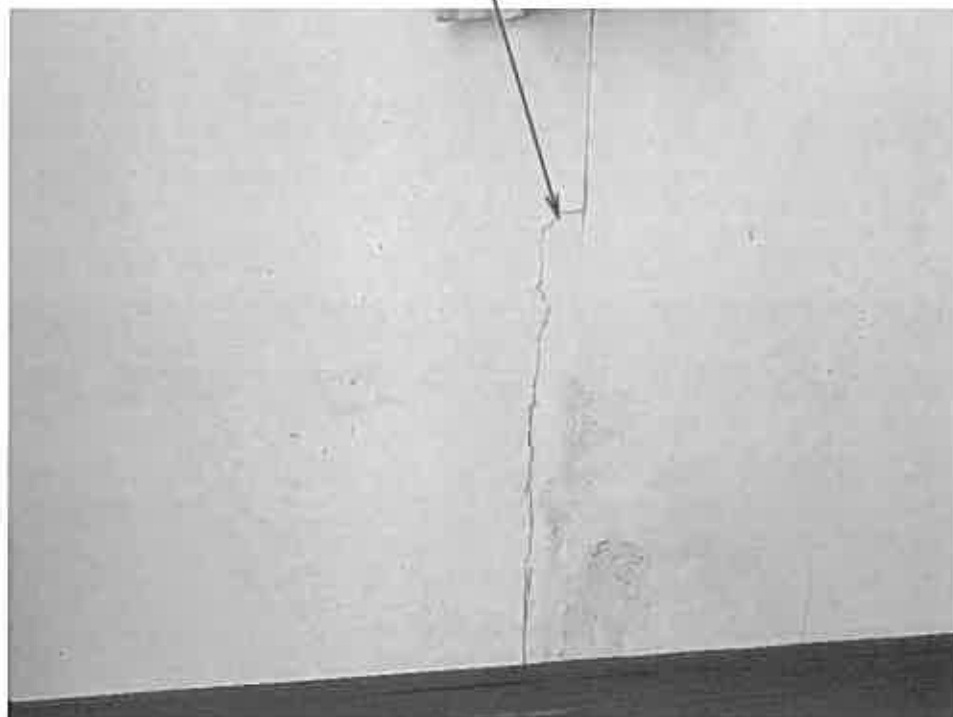


写 真 4



写 真 5

内壁面の亀裂



写 真 6



写 真 7



令和 7 年（ケ） 第 19 号

令和 7 年 4 月 22 日 現地調査

令和 7 年 5 月 7 日 現地調査

令和 7 年 5 月 14 日 評 価

仙台地方裁判所 第4民事部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士 佐藤 紀彦

第 1 評 価 額

一 括 価 格	
金 14,111,000 円	
内 訳 価 格	
物件 1 (土地)	金 8,520,000 円
物件 2 (建物)	金 5,591,000 円

- 1 一括価格は、物件1及び2の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第 2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは、物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じ

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目 地積	別紙物件目録記載の通り	
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積		

番号	特記事項
1	物件1の土地北東側に、概測5.85㎡のスチール製物置(動産)が設置されている。位置関係等は別添『土地建物位置関係図』参照。

第4 目的物件の位置・環境等

1. 土地の概況及び利用状況等(物件1)

位 置 ・ 交 通	仙台市営地下鉄南北線「泉中央」駅の北東方・道路距離約2.4km (別添『位置図』参照)	
付 近 の 状 況	目的物件は、仙台市泉区のうち、国道4号線仙台バイパス北側背後、富谷丘陵南部に展開する造成団地内の戸建住宅及びその敷地。周辺一帯は、富谷市明石台地区に続き、平成2～7年度施行の土地区画整理事業を経て形成された後発の市街地で、緩やかな南斜面上に区画整然とした街並みが広がり、造成品等は比較的高く、また、生活利便性にも恵まれているため、市内でも人気が高い住宅地域の一つとなる。 地域内の街路は、幅員約6mの舗装市道が標準。各街路は効率的に配置され、また、バス路線等の幹線街路、国道等の主要道路への連絡も円滑である。 仙台市公表の宅地造成履歴等情報マップ(切土・盛土図)によれば、近隣地域周辺に盛土区分・切盛境界が確認され、東日本大震災の際には被害を受けた箇所もあり、目的物件の南方60mの地区では、造成宅地滑動崩落緊急対策事業(明石南二丁目)が実施されている。他方で、危険・嫌悪施設の存在は特に確認されない。 標準的な面地は、間口18m・奥行15m・規模270㎡程度の略長方形地で、標準的使用は一般住宅の敷地と判定した。	
各種公共公益利便施設への道路距離	最寄商業施設「ソルハドラッグ明石南店」: 約300m	市立向陽台小学校: 約1.5km
	泉区役所: 約2.1km	市立向陽台中学校: 約2.2km
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の個別 的な規制を考慮しな い一般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 第一種低層住居専用地域 指定 : 40% 指定 : 60% 特になし 第一種高度地区。寺沢地区計画「低層専用住宅A地区」。 宅地造成等規制法上の宅地造成工事規制区域。
画 地 条 件	地 積 間 口 ・ 奥 行 形 状 地 勢 街路接面状況 街路との高低差 そ の 他	260.28㎡ 約17.5m×約15m 長方形 周辺は平均斜度3度弱の緩やかな南傾斜地。南側隣接地より最大約1.90m高く、北側隣接地より最大約1.85m低い。 中間画地 接面街路に対し、有効宅地部分の地盤面は最大約1.90m高い一方、駐車場は略等高となるため、物件1の画地内には、複数箇所に階段が設置されている(別添『土地建物位置関係図』参照)。 特になし
接面道路の状況	○ 西側約6m、市道、舗装(有)、0～1.90m高く接面 建築基準法上: 法第42条1項1号該当	
土地利用状況等	物件2の建物敷地等として利用されている。	
供給処理施設	上 水 道 : あり 下 水 道 : あり ガ ス 配 管 : あり ※ 表記方法に関する留意点については、評価書末尾の「注記」欄参照	
埋蔵文化財有無	文化財保護法上の周知の埋蔵文化財包蔵地の指定は無い。	
土壌汚染の有無	現地調査や各種資料を勘案する限度において、土壌汚染の徴表は認定し難い。	
地 下 埋 設 物 の 有 無	過去の地歴調査及び現地調査の結果から、目的土地に地下埋設物が存する可能性は低いと判断される。	
ハザードマップ	仙台市公表資料によれば、急傾斜地崩壊等の土砂災害の可能性を示す危険箇所等の指定、及び内水又は河川氾濫による浸水想定区域等の指定は存しない。	
特 記 事 項	①物件1の土地北東側に、概測5.85㎡のスチール製物置(動産)が設置されている。位置関係等は別添『土地建物位置関係図』参照。②物件1内の駐車場について、大部分はコンクリート舗装であるが、街路近くの一部はインターロッキングブロック敷となる。	

2. 建物の概況及び利用状況等(物件2)

区 分	主である建物：家屋番号8番14		
建築時期及び 経済的残存 耐用年数	建築年月日(登記記載)		平成9年2月21日新築
	経 過 年 数		28 年
	経済的残存耐用年数		17 年
構 造	木造スレート葺2階建		
仕 様	外 壁	窯業系サイディング	
	内 壁	ビニールクロス貼	
	天 井	ビニールクロス貼、ラミネート加工天井	
	床	フローリング、畳、クッションフロア ほか	
	設 備	電気・給排水・衛生・換気・防災(火災報知器)・都市ガス設備。トイレは1、2階とも温水洗浄機付便座を設置。	
	そ の 他	特になし	
(注) 建物に附属する各種住宅設備については、動作確認まではできないため、使用可能か否かについては不明である。			
床 面 積 (現 況)	1 階	89.01㎡	
	2 階	60.36㎡	延 149.37㎡
現 況 用 途 等	現況用途	居宅	
	間 取 り	別添『建物間取図』の通り	
品 等	現在の基準に照らした場合、仕様・使用資材等はやや旧式化しているほか、以下の保守管理の状態で記載した通り、瑕疵及び経年劣化等が進行した箇所があるため、中古住宅としての品等はやや劣る程度と判定した。		
保 守 管 理 の 状 態	物件2の建物について、以下の問題が確認されたが、現状において、十分な対応はとられていない。すなわち、①盛土地盤に対応した基礎工事・対策工事が行われていないと推認され、特に建物南西側のフローリング床に、目視でも分かる程度の傾きが存する。デジタル水平器で測定を行ったところ、1階で最大0.9～1.0度、2階では最大1.4～1.5度の傾斜を確認した。②内壁クロスの一部に過去の地震で発生したと思われる亀裂・断裂箇所が存する。③外壁に関しても、窓枠角周辺の一部に開口クラックが存するほか、サイディングの継ぎ目がやや離れている箇所や目地のコーキングが劣化している箇所が存する。④複層ガラス・二重窓を採用していないため、1階のリビング・ダイニングの掃き出し窓の下に結露痕が確認されたほか、床材が紫外線等の影響で劣化・変色している箇所が存する。⑤内壁・天井・床の内装材及び表具・建具の一部に、変色・色褪せした箇所が存する。 以上の点を考慮し、保守管理の状態はやや劣る程度と判断した。		
建物利用状況等	「現況調査報告書」記載の通り		
特 記 事 項	建築時が平成18年9月の石綿障害予防規則改正によるアスベスト含有量0.1重量%超の建材禁止以前の建築物となるが、外観から把握する限りにおいて、有害物質を含む建材を使用している可能性は乏しいと推認される。しかしながら、アスベスト等の建物有害物質の使用の有無について、正確に把握するためには、専門的調査を必要とする。		

第5 評価額算出の過程

1. 基礎となる価格

(1) 建付地価格(物件1)

目的土地の建付地価格を次の通り求めた。

番号	標準画地価格 ア	個別格差 イ	地 積 ウ	建付減価 エ	建付地価格 ア×イ×ウ×エ
1	94,200円/㎡	0.99	260.28㎡	0.90	21,846,000円

ア. 標準画地価格(公示価格等との規準をもとに査定)

地価調査基準地 【仙台泉(県)－12】

$$\begin{array}{ccccccccc} \text{公示価格等} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{規準とした価格} \\ 94,000\text{円/㎡} & \times & \frac{105.3}{100} & \times & \frac{100}{102} & \times & \frac{100}{103} & \div & 94,200\text{円/㎡} \end{array}$$

◇ 時 点 修 正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正 : 接道方位(東側) +2% (1.02)

◇ 地 域 格 差 : 地盤の安定性(基準地周辺は切土主体) +3% (1.03)

イ. 個別格差

目的物件につき、以下の通り、個別格差の判定を行った。

接道方位(西側) +2% (1.02)

道路との高低差、画地内高低差 △3% (0.97)

上記相乗積 99% (1.02 × 0.97 ≒ 0.99)

ウ. 地積：登記簿数量による

エ. 建付減価

地上建物は、床の傾き等の不具合が確認され、中古住宅としての市場競争力が低下しており、土地部分がその効用を十分に発現できていない状態にあるため、土地の最有効使用を阻害している程度を勘案し、建付減価を右記の通りと判定した。 △10% (0.90)

(2) 建物価格(物件2)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を判定した。

番号	再調達原価 ア	現況延床面積 イ	現価率 ウ	建物価格 ア×イ×ウ
2	280,000円/㎡	149.37㎡	0.04	1,673,000円

ウ. 現価率

経済的全耐用年数45年、経過年数28年、経済的残存耐用年数17年、観察減価率90%、残価率2%により現価率を査定した。

◇ 現価率査定根拠

$$0.04 \quad \equiv \quad \left\{ \begin{array}{c} \text{残価率} \\ 0.02 \end{array} + \left(1 - \begin{array}{c} \text{経済的} \\ \text{残存耐用年数} \\ 0.02 \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{経済的} \\ \text{全耐用年数} \\ 17\text{年} \end{array} \div \begin{array}{c} \text{経済的} \\ \text{全耐用年数} \\ 45\text{年} \end{array} \right) \right\} \times \left(1 - \begin{array}{c} \text{観察減価率} \\ 0.90 \end{array} \right)$$

2. 評価額の判定

前記により求めた各価格に、土地については土地利用権等価格を控除、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記の通り評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 ア	土地利用権等の 及ぶ範囲 イ	土地利用権等割合 ウ	土地利用権等価格 ア×イ×ウ
1	21,846,000円	1.00	0.35 法定地上権	7,646,000円

イ. 土地利用権等の及ぶ範囲：上記物件番号の土地の100%の範囲とした。

ウ. 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を上記の通りと判断した。

(2) 評価額(内訳価格及び一括価格)

番号	基礎となる価格 ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 イ	占有減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評 価 額 (ア+イ)×ウ×エ×オ
1	21,846,000円	-7,646,000円	1.00	1.00	0.60	8,520,000円
2	1,673,000円	+7,646,000円	1.00	1.00	0.60	5,591,000円
一括価格(合計)						14,111,000円

ウ. 占有減価修正：買受人引き受けとなる第三者による占有の形跡は認められないため、修正の必要なしと判断した。

エ. 市場性修正：

評価の各過程で、市場性については十分に考慮しているため、この段階で、市場性の見地からは特に調整の必要はないと判断した。

オ. 競売市場修正：「評価の条件」記載の、不動産競売市場の特殊性を考慮した。

※ 算定結果については、千円未満四捨五入の処理を行った。

第 6 採用した地価公示標準地等の概要

地価調査基準地【仙台泉(県)ー12】

所 在 : 仙台市泉区明石南二丁目7番4
価 格 : 94,000円/㎡
位 置 : 仙台市営地下鉄南北線「泉中央」駅の北東方道路距離約2.5km
価 格 時 点 : 令和6年7月1日
地 積 : 254㎡
供給処理施設 : 水道・下水道・ガス
接 面 街 路 : 東側約6m舗装市道
用 途 指 定 等 : 市街化区域、第一種低層住居専用地域
指定建蔽率40%、指定容積率60%
地 域 の 概 要 : 一般住宅が建ち並ぶ区画整然とした住宅地域

第 7 附属資料

1. 位置図(出典:国土地理院地図)
2. 不動産登記法第14条第1項地図写(公図写)
3. 建物図面・各階平面図写
4. 土地建物位置関係図
5. 建物間取図

※土地の「供給処理施設」の表記に係る注記

供給処理施設における「あり」とは、目的物件の前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)が通っており、通常で敷地内への引き込みができる状態にあることをいう。「なし」とは、目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管が敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。

以 上

令和 7 年 (ケ) 第 19 号

物 件 目 録

- 1

所 在

仙台市泉区明石南二丁目
- 地 番

8 番 1 4
- 地 目

宅地
- 地 積

2 6 0 . 2 8 平方メートル
- 2

所 在

仙台市泉区明石南二丁目 8 番地 1 4
- 家屋 番号

8 番 1 4
- 種 類

居宅
- 構 造

木造スレート葺 2 階建
- 床 面 積

1 階 8 9 . 0 1 平方メートル
2 階 6 0 . 3 6 平方メートル

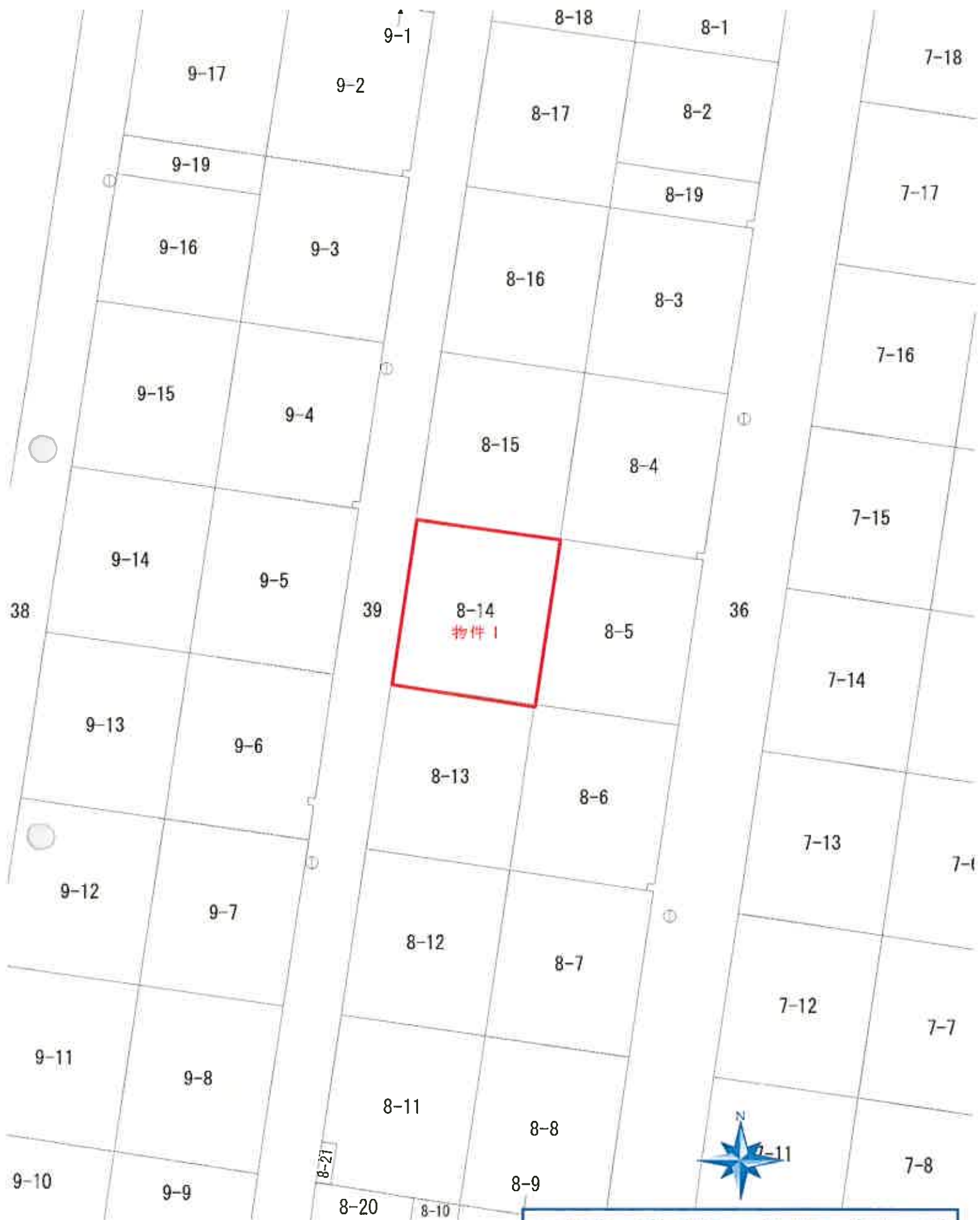


地理院地図

GSI Maps



位置図



不動産登記法第14条第1項地図写
(公図写)
縮尺=1:500

500292

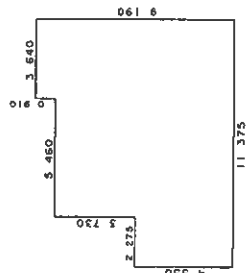
各階平面図

建物図面
各階平面図

家屋番号 8番14

建物の所在 仙台市泉区明石南二丁目8番地14

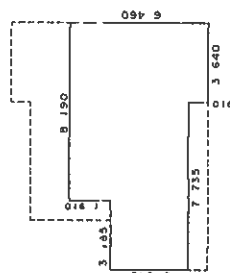
1 階



求積表

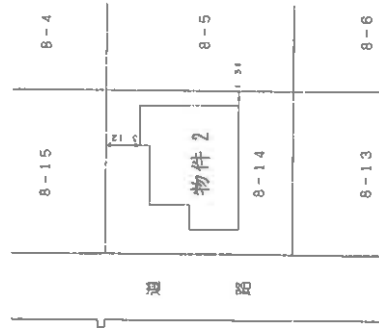
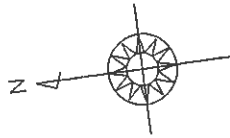
4.550 X 2.275	=	10.351250
8.280 X 5.460	=	45.208800
9.190 X 3.640	=	33.451600
合計		89.011650
床面積		89.01 m ²

2 階



求積表

3.640 X 3.185	=	11.593400
5.550 X 4.550	=	25.252500
6.460 X 3.640	=	23.514400
合計		60.360300
床面積		60.36 m ²



作製者

9年10月27日(作製)

縮尺 1/250

申請人

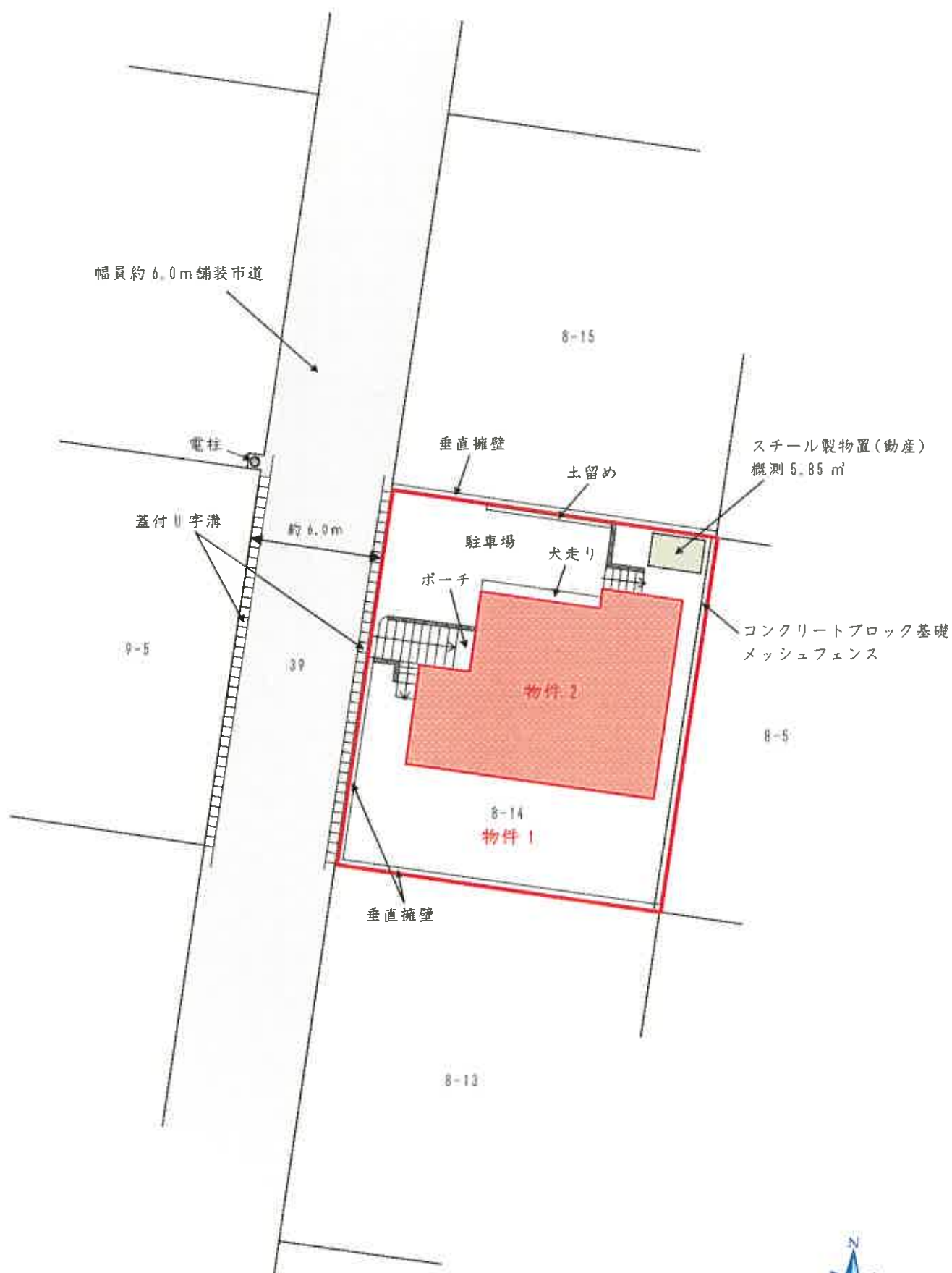
縮尺 1/500

(不許複製)

.. (宮城県土地家屋調査士会)

49.10.27

これは法務局備付の図面を71%の大きさに縮小したものである

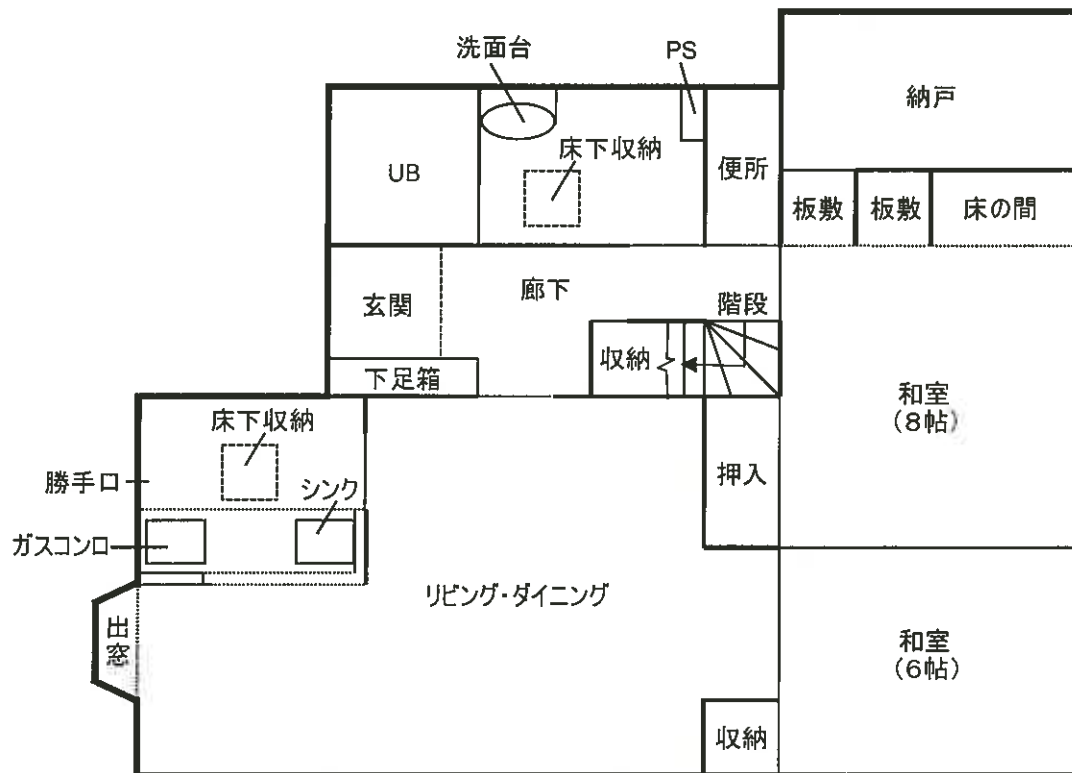


土地建物位置関係図

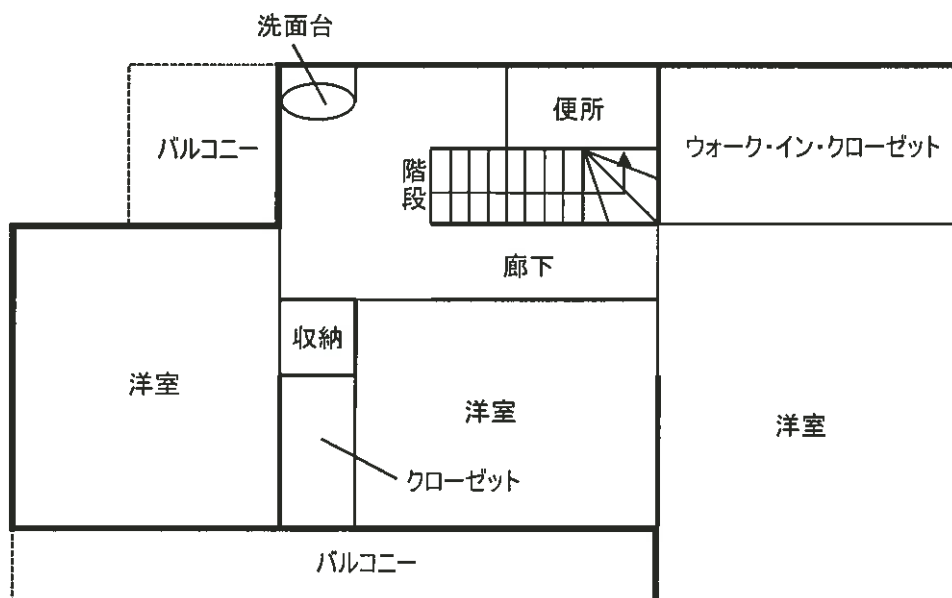
縮尺 = 1 : 250

物件2

1F



2F



建物間取図